

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月及び同年3月
② 昭和62年3月から63年3月まで

申立期間①については、昭和50年7月頃国民年金の任意加入の手続きを行い、農協の支所で納付していた。

申立期間②については、昭和62年3月に夫が会社を退職し、63年4月頃に市役所からはがきを送付されたので、夫と一緒に市役所に出向き、加入手続きを行い、手続きを行った同じ頃に、市役所の正面玄関に入って右奥の窓口で、納付書に現金を添えて一括して納付した。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和50年7月頃に国民年金に任意加入し、農協の支所で国民年金保険料を納付していた。昭和61年1月にA市に夫の転勤が決まり、同年4月に引っ越すので、身辺整理をしながら、支払を済ませておこうと思い、農協で同年2月及び3月の保険料を納付したと思う。」と述べているところ、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は昭和61年4月1日とされており、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人は、申立期間当時、住所地の異動のために金融機関で手続きを行ったことを供述していることを踏まえると、国民年金に任意加入した50年7月から申立期間直前の61年1月までの国民年金保険料を納付した申立人が、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、当該期間直後の昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までは、国民年金の第 3 号被保険者期間と記録されているところ、当該記録は平成 22 年 8 月 18 日に追加されたことが確認でき、この時点まで、申立期間②を含む昭和 62 年 3 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料は未納とされていたものと推認でき、当該未納期間のうち、申立期間②のみ納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間②は国民年金の未加入期間とされており、申立人の夫に納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和 61 年 2 月及び 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

平成15年12月10日の賞与額は60万円であったが、オンライン記録では標準賞与額が6万円と記録されているので、訂正してほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成16年度市県民税課税（所得）証明書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（6万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

平成15年12月10日の賞与額は35万円であったが、オンライン記録では標準賞与額が3万5,000円と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成16年度市県民税課税（所得）証明書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（3万5,000円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

平成15年12月10日の賞与額は50万円であったが、オンライン記録では標準賞与額が5万円と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年12月冬期賞与支払明細書及び申立人の平成16年度市県民税課税（所得）証明書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（5万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

平成 15 年 12 月 10 日の賞与額は 17 万円であったが、オンライン記録では標準賞与額が 1 万 7,000 円と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 16 年度市県民税課税（所得）証明書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（1 万 7,000 円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（17 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

平成 15 年 12 月 10 日の賞与額は 20 万円であったが、オンライン記録では標準賞与額が 2 万円と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 16 年度市県民税課税（所得）証明書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（2 万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

平成 15 年 12 月 10 日の賞与額は60万円であったが、オンライン記録では標準賞与額が6万円と記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 16 年度市県民税課税（所得）証明書から、その主張する標準賞与額（60 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って実際の賞与額より低い標準賞与額（6 万円）を届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額（60 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期
間の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 8 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が
減額訂正されていることが分かったが、標準報酬月額が下がった記憶や心
当たりもないので、当該期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 4 年 8 月 31
日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年 9
月 14 日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 36 万円から 20 万円に遡
って減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において役員でなかったことが同社
に係る商業登記簿謄本から確認できる上、当該期間当時の同社の代表取締役
は、「平成 4 年頃から会社の経営が厳しくなり、厚生年金保険の適用事業所
に該当しなくなった時には、社会保険料の滞納があったので、それを解消す
るため、従業員には説明しないまま健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月
額変更届を提出した。また、私が社会保険事務を担当しており、申立人は、
主に現場で船舶安全担当責任者として働いていたため、社会保険事務には関
与していない。」旨証言しており、さらに、同社の元取締役及び元従業員も
申立人は社会保険事務に関与していなかったと証言していることから、申立
人は、遡って標準報酬月額を減額訂正された事実を承知していなかったもの
と認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処
理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標
準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立
期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円
に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年2月から同年7月までは53万円、同年8月から8年4月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年5月1日まで

給料支給明細書によると、平成7年2月及び同年3月の給与支給額は52万円、同年4月から8年4月までの給与支給額は43万円となっているにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円に減額訂正されていることが分かった。

当該標準報酬月額の減額については承知しておらず、A社の事業主から説明も受けていないので、申立期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書（写）については、社名の記載が無いものの、当該給料支給明細書（写）の係印欄に、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であり、同社において社会保険の事務を担当していたとする者二人の印が確認できること等から、真正なものと認められる。

また、当該給料支給明細書（写）により、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月から同年4月までは52万円、同年5月から8年4月までは43万円の給与が支給されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成9年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その直後の同年3月11日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時のA社の商業登記簿謄本から、同社の役

員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「申立期間当時は土木工事の管理業務を担当していたが、標準報酬月額の引下げについて事業主から説明は無く、差額保険料が返還された覚えは無い。」旨述べていることから、申立人は、遡って標準報酬月額を減額訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年2月から同年7月までは53万円、同年8月から8年4月までは44万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月まで

会社を昭和 62 年 3 月に退職し、63 年 4 月頃に市役所からはがきを送付されたので、市役所に出向き、国民年金の加入手続を行い、手続を行った同じ頃に、市役所の正面玄関に入って右奥の窓口で納付書に現金を添えて国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得届が平成 4 年 1 月 10 日付けで受け付けられていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 1 月頃に払い出されており、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行い、3 年 8 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間は保険料の未納期間とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 42 年 2 月までの期間及び同年 11 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 42 年 2 月まで
② 昭和 42 年 11 月から 50 年 3 月まで

ねんきん特別便により、申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間①及び②当時、A 県 B 郡 C 町（昭和 42 年 * 月 * 日に D 市に編入）に居住しており、申立期間①については、20 歳になった昭和 39 年 * 月頃に、国民年金保険料を集金していた隣人（E 氏）から、「20 歳になったら国民年金に加入しなければならない。」と言われたこと、また、申立期間②については、42 年 11 月頃、勤務していた会社を退職したことから、いずれも誰かが私の国民年金の加入手続を行い、同居していた母親が、毎月、同氏に保険料を納付（現年度納付）していたので、申立期間①及び②について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、昭和 49 年 7 月 9 日に社会保険事務所（当時）から D 市に一括して事前交付された同記号番号の一つであることが確認できることから、申立人は、同日以降に同市から同記号番号を払い出されて、20 歳になった 39 年 * 月 * 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、申立期間①及び②の一部（昭和 42 年 11 月から 49 年 6 月まで）において国民年金に加入していなかったことから、申立期間①及び②の一部（昭和 42 年 11 月から 49 年 3 月まで）について、国民年金保険料を現年度納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間①及び②の保険料

を現年度納付することが可能な別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該加入手続を行った者は不明であること、及び保険料の納付を行ったとされる申立人の母親並びに保険料の集金を行っていたとされる隣人は、いずれも既に死亡していることから、申立期間①及び②に係る具体的な状況を確認することはできない上、申立人の母親が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の妻も、申立期間①及び②のうち、国民年金被保険者期間については、保険料が未納となっていることが確認できるなど、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 50 年 3 月まで

ねんきん特別便により、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間当時、A 県 B 郡 C 町（昭和 42 年 * 月 * 日に D 市に編入）に居住しており、勤務していた会社を退職した昭和 46 年 2 月頃、誰かが私の国民年金の加入手続を行い、同居していた夫の母親（義母）が、国民年金保険料を集金していた隣人（E 氏）に、毎月、申立期間の国民年金保険料を納付（現年度納付）していたので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、昭和 49 年 7 月 9 日に社会保険事務所（当時）から D 市に一括して事前交付された同記号番号の一つであることが確認できることから、申立人は、同日以降に同市から同記号番号を払い出されて、会社を退職した 46 年 2 月 28 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、申立期間の一部（昭和 46 年 2 月から 49 年 6 月まで）において国民年金に加入していなかったことから、申立期間の一部（昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月まで）について、国民年金保険料を現年度納付することができなかったものと考えられる上、申立期間の保険料を現年度納付することが可能な別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該加入手続を行った者は不明であること、及び保険料の納付を行ったとされる申立人の義母並びに保険料の集金を行って

たとされる隣人は、いずれも既に死亡していることから、申立期間に係る具体的な状況を確認することはできない上、申立人の義母が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の夫も、申立期間の保険料が未納となっていることが確認できるなど、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年8月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、保険料の免除を承認した記録が無い旨の回答があった。

大学に入学した平成3年4月にA区役所で転入手続を行った後、国民年金担当の窓口に行き、国民年金の加入手続を行うとともに、職員に国民年金保険料が納付できない旨を申し出て、申請免除の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかないため、申立期間を保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前後に国民年金手帳記号番号を払い出されている国民年金被保険者のオンライン記録によると、申立人の記号番号の二つ前の記号番号を払い出されている者は、平成6年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に国民年金第3号被保険者の資格を取得していることから、申立人は、同日以降に同記号番号を払い出され、20歳になった2年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、申立人が申請免除の手続を行ったとする3年4月時点では、国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、国民年金保険料の申請免除の承認を受けるには、毎年度1回、手続を行う必要があるが、申立人は、「申立期間に係る保険料の申請免除の手続を行ったのは、平成3年4月の1回のみであり、免除の手続が毎年度必要ということは知らなかった。」と供述していることから、申立期間の一部（平成4年4月から5年8月まで）について、申請免除の手続を行っていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、「平成3年4月にA区役所で転入手続を行った後、同じ建物内にある国民年金担当の窓口に行き、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除手続を行った。」と供述しているところ、A区は、「平成3年当時、国民年金の業務を担当していた国民年金課の窓口は、転入手続を行う住民課の窓口とは別の建物にあった。」と回答していること、及び同区は、「申立期間当時、学生が、保険料の申請免除の手続を行う際には、世帯の所得を確認するため、両親の確定申告書又は源泉徴収票を提出してもらっており、いずれかの書類が無ければ、当該手続を行うことはできなかった。」と回答しているところ、申立人は、「A区役所で転入手続を行った日に、同区役所に確定申告書又は源泉徴収票を持参した記憶は無く、保険料免除の申請書のみを提出した。」と供述していることなど申立内容には不自然な点がみられる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除承認書を受け取った記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年2月まで
申立期間当時、毎月集金に来ていた婦人会の当番の人に、妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたはずなのに、私の保険料のみが未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、妻が、毎月夫婦二人の国民年金保険料を納付していた旨申し立てているが、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和47年10月及び同年11月の期間を含む46年12月から47年11月までの国民年金保険料を結婚前に居住していた町において前納していることが、申立人の妻が所持する国民年金手帳から確認できる上、申立人の妻は、「昭和48年の途中から付け始めた家計簿を見ると、私は国民年金保険料を毎月納付しているが、夫は同年9月20日に同年4月から同年9月までの保険料をまとめて納付し、その後は毎月納付している。」旨述べており、前述の申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、申立期間の保険料の納付等についての記憶が曖昧であり、当該切替手続の状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年3月まで

平成5年3月に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金に変更した。当初は国民年金保険料と国民健康保険料を同一と勘違いしていたため、国民年金保険料を納付していなかったが、平成5年5月に保険料未納のお知らせが届いたので、勘違いに気付き、同年3月から同年6月までの国民年金保険料をA市役所のB出張所又は郵便局で納付した。

また、平成5年7月に就職した際、会社から国民年金に加入するよう言われたので、C市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、会社が厚生年金保険に加入した6年4月の前月まで国民年金保険料を3か月ごとに納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、申立期間直前まで加入していた厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号の記載は無い上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間当時、国民年金に加入しておらず、当該期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から同年6月までの国民年金保険料について、「A市役所のB出張所又は郵便局で納付した。」と述べているが、A市は、「申立期間当時、当市役所の窓口（出張所を含む。）及び郵便局では現年度の国民年金保険料を収納していない。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の金額等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 1 月から同年 8 月まで

申立期間①については、A社に勤務し、事務や清掃業務を行っていたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、B社に勤務し、鉄筋建設や溶接を行っていたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間①及び②において、それぞれの事業所で勤務していたことは確かなので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社において事務、清掃業務等の業務に従事していた旨申し立てているが、当該期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において同社に勤務していたことが確認できる社員のうち、連絡が取れた社員5人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が当該期間に同社に勤務していた事実を確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の資料は無い上、事業主も既に死亡しているため、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人の氏名は確認できず、同社の健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社において鉄筋建設や溶接の業務に従事していた旨申し立てており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和35年4月1日から同年8月30日まで厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同社において申立人と同日に厚生年金保険に加入している同僚2人、及び当該原票において申立期間②当時勤務していたことが確認できる社員のうち、連絡が取れた社員6人は、いずれも申立人が当該期間に勤務していたことを記憶しておらず、申立人が当該期間に同社に勤務していた事実を確認することができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の資料は無い上、当該期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立期間②当時、申立人の氏名は確認できず、当該期間に係る同社の健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 766 (事案 336 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 12 日から 36 年 11 月 30 日まで
平成 20 年 9 月に、申立期間に係る脱退手当金について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険に係る年金記録確認の申立てを行ったところ、21 年 5 月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

しかし、脱退手当金の受給を考えたことは全く無い上、年金記録確認第三者委員会が、脱退手当金を受給したことを示す領収書等の資料が無いにもかかわらず、推測により申立てを認めないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めるよう、再度、検討してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上の受給要件を満たした女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 11 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 32 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 人に脱退手当金の支給記録があることなどから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられること、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の 37 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえられないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金の受給を考えたことは全く無い上、年金記録確認第三者委員会が、脱退手当金を受給したことを示す領収書等の資料が無いにもかかわらず、推測により申立てを認めないのは納得できないとして、再申立てを行ったものであるが、脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料や証言は無いとしている。

また、申立人が勤務していた事業所において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある同僚4人から新たに証言を得たが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月から 4 年 5 月まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部（平成 3 年 3 月 25 日から同年 6 月 20 日まで）について、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立期間当時の事業主の証言により確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、平成 3 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部（平成 3 年 2 月から同年 5 月 31 日まで）について、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる従業員 3 人のうち、1 人は死亡し、残りの 2 人は、連絡が取れないことから、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた事実を確認することはできない。

さらに、申立期間当時の事業主は、「申立人は、アルバイトであったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」、「私は、申立期間当時、経理も担当していたが、申立人の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 50 年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間当時に勤務していたA社B工場の加入記録が無いことが分かった。

しかし、昭和 44 年 12 月に出産のためA社を退職した後、新たにできた同社B工場において、申立期間当時、2人の子供を同工場内の託児所に預け、常勤の従業員として勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社B工場に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社B工場の従業員の給与計算を担当していた同社本社の経理担当者は、「B工場の従業員の中には、アルバイトや夫が加入する健康保険の被扶養者となっており、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と証言している。

また、申立人が記憶するA社B工場の同僚8人のうち、本人の証言等から、申立期間当時、常勤の従業員として勤務していたと推認される5人について、オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、4人については、厚生年金保険の適用事業所となっていない同工場ではなく、同社本社において加入しているものの、残りの1人については、加入しておらず、「A社B工場に就職するまで、夫が加入する健康保険において被扶養者となっていたため、同工場に就職後も厚生年金保険に加入しない旨を同工場に申し出た。」と証言しているところ、申立人は、昭和 44 年 12 月 18 日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立期間を含む 45 年 1 月 6

日から平成3年9月30日まで申立人の夫が加入していた健康保険において被扶養者となっていたことが、C社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社本社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか不明としていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、上記経理担当者は、「申立期間当時、社会保険料を納付する際には、従業員負担額と事業主負担額の合計額と社会保険事務所（当時）の納入告知額を突合して誤りがないか確認しており、厚生年金保険の加入手続を行っていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を控除されていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中には、申立期間及びその前後の期間（昭和48年2月1日から51年9月5日まで）において、申立人の氏名は見当たらず、同原票の健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。